

クレジットカード一体型キャッシュカード「Harmonica」特約(JCB)

2020年4月1日現在

第1条 名称

本カードは、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）、当社の提携先である株式会社肥後銀行（以下「肥後銀行」という。）、肥銀カード株式会社および株式会社ジェーシービー（以下併せて「JCB」という。）が提携して発行するもので、カード名称は Harmonica JQ（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 会員

1. 本特約は、JCB 会員規約（以下「会員規約」という。）、当社が定める JR キューポ利用規約、肥後銀行が定めるキャッシュカード規定等に関する特約を承認のうえ入会を申し込み、当社、肥後銀行および JCB（以下総称して「四社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、肥後銀行および JCB が本カードを貸与します。
2. 本特約は本カードの機能、サービスおよび利用方法等について定めるものとします。
3. 本カードの申し込みにあたり、入会申込書および提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条 年会費

会員は、当社または肥後銀行に対して、当社または肥後銀行が通知または公表する年会費を支払う場合は、本カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 提供サービスと利用

1. 会員は、本特約、会員規約に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」という。）、キャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）、および JR キューポ利用規約に基づき当社が提供するサービス（以下、「JR キューポサービス」という。）を本カード一枚で利用できます。

2. 当社または肥後銀行（本条においては当社または肥後銀行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービス（以下「本サービス」という。）およびその内容については、当社または肥後銀行が書面その他の方法により通知または公表します。
3. 会員は、本サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が会員規約または本サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または、当社または肥後銀行が会員の本サービスの利用が適当でないと合理的に判断したときは、本サービスを利用できない場合があります。
4. 当社または肥後銀行が必要と認めた場合には、当社または肥後銀行は本サービスおよびその内容を変更することがあります。
5. 会員は、当社または肥後銀行が提供する本サービスを受ける場合、四社所定の方法により利用するものとします。
6. 本カードには、JCB の Okidoki ポイントプログラムの提供はありません。

第5条 個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除

会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、四社が本カードに関する会員等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで「会員規約（第2章個人情報の取り扱い）」「肥銀カード提携特約」「個人情報の取り扱いに関する重要事項（Harmonica JQ）」に従い取り扱うことに同意します。

第6条 本カードの盗難・紛失等

1. 会員が、本カードを紛失、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、当該事実を肥後銀行および JCB に届け出るものとします。当社は、JCB からの連携により会員からの連絡を受けたものとします。
2. 前項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きに従って、JCB はクレジットカード機能の利用を停止し、肥後銀行はキャッシュカード機能を停止し、当社は JR キューポサービスを停止します。四社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードの利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じても、四社は責任を負いません。

3. 盗難・紛失等により被る被害については、クレジットカード機能に関しては会員規約が、キャッシュカード機能に関してはキャッシュカード規定が、JR キューポサービスに関しては JR キューポ利用規約がそれぞれ適用されるものとします。

第7条 届出事項の変更・共有

1. 会員が、四社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、すみやかに四社に所定の方法により届け出るものとします。
2. 当該届け出いただいた情報について、四社で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第8条 利用内容の共有

会員は、当社または肥後銀行が会員に対して本サービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を四社で共有することに、あらかじめ同意するものとします。

第9条 本カードの再発行

1. 本カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員が肥後銀行および JCB に所定の方法にて届出をすることにより、本カードの再発行の申し出を行い、肥後銀行および JCB が適格と認めた場合には、本カードを再発行するものとします。
2. 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカード機能、キャッシュカード機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても四社は責任を負わないものとします。

第10条 本カードの有効期限

1. 本カードには有効期限があり、クレジットカード機能、キャッシュカード機能および JR キューポサービスに共通の有効期限です。
2. 本カードの有効期限が到来し、四社が適格と認めた場合には、有効期限を更新した新しいカード（以下「更新カード」という。）を届出住所宛に送付するものとします。
3. 前項の場合において、四社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。

4. 会員が第7条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、四社は責任を負わないものとします。

第11条 本カード利用停止および会員資格の喪失

1. 四社は、会員が本特約、会員規約、キャッシュカード規定、JR キューポ利用規約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、四社はクレジットカード機能、キャッシュカード機能、JR キューポサービスの一部もしくは全部の利用を停止しまたは会員資格を取り消す（以下「利用停止等」という。）ことができます。
2. 利用停止等の場合には、肥後銀行および JCB は会員に事前の通知、催告等を行うことなく、本カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本カードの回収をすることができるものとします。
3. 利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、四社は責任を負わないものとします。

第12条 退会

1. 会員は、退会にあたっては、肥後銀行および JCB に所定の方法にて届出をするとともに、肥後銀行または JCB へ本カードを返却してください。
2. 会員の本カード退会と同時に、本カードのキャッシュカード機能も停止します。

第13条 機能の分離

会員は本カードについて、クレジットカード機能、キャッシュカード機能および JR キューポサービスのうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

第14条 本特約の改定および適用

1. 本特約の改定は、会員規約内に定める条項（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約、キャッシュカード規定、JR キューポ利用規約、その他当社、肥後銀行または JCB の定める規約・特約が適用されるものとします。本特約とその他当社、肥後銀行または JCB の定める規約・特約の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。